定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月三日

長野県松本市大字笹賀七六〇〇番地五八

田中製氷冷凍株式会社

代表取締役　川窪　磯男

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月三日

大阪府東大阪市西堤本通東一丁目一番一号

内外電機株式会社

代表取締役　丹羽　一郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月四日までに当社にご提出ください。

平成二十五年六月三日

東京都港区六本木七丁目一四番八号

ダブリュー・ヨナミネ株式会社

代表取締役　ジェーン・エム・ヨナミネ

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月四日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年六月三日

大阪府貝塚市港一四番地の二

株式会社菰下鎔断

代表取締役　菰下千代美

限定承認公告

本籍石川県金沢市寺町二丁目四九八番地、最後の住所石川県金沢市泉が丘一丁目一七番一二号

被相続人　亡　越桐　弘夫

右被相続人は平成二十四年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十三日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

東京都世田谷区経堂四丁目三七番一号ストークハイツＹｏｕ二〇二

相続財産管理人　越桐　律子

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市辻堂元町一丁目一〇番、最後の住所神奈川県小田原市蓮正寺七七四番地の一はなくらぶ　被相続人　亡　石井　光子

右被相続人は平成二十五年三月二十七日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十四日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

神奈川県小田原市本町一―七―二〇三の丸ビル　弁護士法人小田原三の丸法律事務所

限定承認者矢野喜子

代理人弁護士　中川裕貴子

限定承認公告

本籍京都府宇治市羽拍子町二三番地の八、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚本　誠一

右被相続人は平成二十四年七月九日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

京都府宇治市羽拍子町二三番地の八

相続財産管理人　塚本喜美子

限定承認公告

本籍福岡県小郡市三沢一三一九番地、最後の住所京都府京都市南区吉祥院西ノ茶屋町五八番地八西ノ茶屋コーポ二〇五

被相続人　亡　森山　政輝

右被相続人は平成二十四年十月二十一日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十四日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

大阪市都島区中野町四丁目一五番六号　エル・パラシオ・ヨシ七〇一号

相続財産管理人　中川　弘康

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル八階　右代理人弁護士　谷村　和治

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所兵庫県尼崎市南武庫之荘一二丁目二〇番一六号

被相続人　亡　金　俊輝

右被相続人は平成二十四年十一月一日死亡し、その相続人は平成二十五年五月二十四日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月三日

兵庫県尼崎市南武庫之荘一二丁目二〇番一六号

相続財産管理人　松村こと　金　貞行

吸収分割につき通知公告

当社は、吸収分割によりフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォーティーン株式会社（住所東京都千代田区丸の内二丁目二番一号岸本ビル九階）に対して、当社の全ての事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に反対で、会社法第七八五条第一項の規定に基づく株式買取請求権を行使しようとする株主は、効力発生日である平成二十五年七月一日の前日までにお申し出下さい。

平成二十五年六月三日

東京都豊島区巣鴨四丁目二六番一三号

花菱縫製株式会社

代表取締役　竹内　猛

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年七月四日までに当社にご提出下さい。

また、当社は、平成二十五年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年六月三日

大阪市西区靱本町二丁目二番二二号

大鰹株式会社

代表取締役　山中　政彦

特定社債権者集会決議認可公告

平成二十五年五月二十二日午後二時〇〇分開催の城山ホールディング特定目的会社第一回特定社債（適格機関投資家限定）（以下「本社債」といいます。）の特定社債権者集会（以下「本集会」といいます。）における左記決議について平成二十五年五月二十四日付で裁判所の認可決定（東京地方裁判所民事第八部平成二十五年（ヒ）第二百十二号）がありましたので公告致します。

記

本集会における決議事項

本社債の社債要項の一部を変更する件

本決議は、本社債の社債要項の規定のうち、「一般担保」（第七項）、「譲渡制限」（第十五項）及び「遵守事項」（第十七項）の現行の記載を変更するものです。

平成二十五年六月三日

東京都港区六本木六丁目七番六号六本木アネックスビル

城山ホールディング特定目的会社

取締役　長縄　順一

正　誤

平成二十五年五月一日公布内閣府令第二十七号（沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）

二ページ一段終りから一行目は、次のとおりの誤り。

この府令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第八十九条の改正規定は、船員法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十七号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十一日付特第一五号
同日付政府調達第一〇一号

一〇四ページ●六月三日付第一一四号一一二ページ●
七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）